○環境省告示第九十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年九月十一日

環境大臣　石原　伸晃

表（R）－4－イソプロペニル－1－メチルシクロヘキセン（別名d－リモネン）の項の次に次のように加える。

O，S－ジメチル＝アセチルホスホロアミドチオアート（別名アセフェート）	5,500μg／l
3－（5－tert－ブチル－1，2－オキサゾール－3－イル）－1，1－ジメチルウレア（別名イソウロン）	140μg／l
5－tert－ブチル－3－（2，4－ジクロロ－5－イソプロポキシフェニル）－1，3，4－オキサジアゾール－2（3H）－オン（別名オキサジアゾン）	35μg／l
1L－1，3，4／2，5，6－1－デオキシ－2，3，4，5，6－ペンタヒドロキシシクロヘキシル＝2－アミノ－2，3，4，6－テトラデオキシ－4－（α－イミノグリシノ）－α－D－arabino－ヘキソピラノシド＝ヒドロクロリド＝ヒドラート（別名カスガマイシン－塩酸塩又はカスガマイシン）	1L－1，3，4／2，5，6－1－デオキシ－2，3，4，5，6－ペンタヒドロキシシクロヘキシル＝2－アミノ－2，3，6－テトラデオキシ－4－（α－イミノグリシノ）－α－D－arabino－ヘキソピラノシド（別名カスガマイシン）（遊離塩基）として6,600μg／l
4－クロロ－2－シアノ－N，N－ジメチル－5－p－トリルイミダゾール－1－スルホンアミド（別名シアゾファミド）	8.8μg／l
3－（3，4－ジクロロフェニル）－1，1－ジメチル尿素（別名ジウロン又はDCMU）	25μg／l
（RS）－2－（4－フルオロフェニル）－1－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル）－3－（トリメチルシリル）プロパン－2－オール（別名シメコナゾール）	1,400μg／l
（RS）－α－シアノ－3－フェノキシベンジル＝N－（2－クロロ－α，α，α－トリフルオロ－p－トリル）－D－バリナート（別名タウフルバリネート又はフルバリネート）	0.18μg／l
（RS）－1－p－クロロフェニル－4，4－ジメチル－3－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル）ペンタン－3－オール（別名テブコナゾール）	260μg／l
プロピル＝（1RS，2SR）－（3－オキソ－2－ペンチルシクロペンチル）アセタートを10±2％含むプロピル＝（1RS，2RS）－（3－オキソ－2－ペンチルシクロペンチル）アセタート（別名プロヒドロジャスモン）	200μg／l

○東北地方整備局告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十一日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第六十四号栗原都市計画道路事業三・四・二号源光町田線及び三・五・十六号小山内沢線

三　事業施行期間　自平成十六年五月二十七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

その関係図面は、平成二十五年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊丹市山田六丁目二一〇番地先から同市山田五丁目一番まで	前	四〇・八メートル～五五・九メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	四三・〇メートル～五六・四メートル	〇・〇四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	伊丹市山田六丁目二一〇番地先から同市山田五丁目一番一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月十一日

○近畿地方整備局告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百二十五号東播都市計画道路事業三・四・八号朝霧二見線

三　事業施行期間　自平成十九年十月二十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年近畿地方整備局告示第百二十五号の事業地のうち、兵庫県明石市大久保町谷八木字居屋敷及び字北畑地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし